

支部代表各位

茨剣連居合 第 36 号

令和4年8月23日

茨城県剣道連盟居合道部

部 長 平野 政弘

[公 印 省 略]

茨城県剣道連盟居合道部の称号審査申請について(通知)

みだしのことについて、茨城県剣道連盟規則に合わせ運用しますので、居合道部の各支部に通知いたします。

記

- 1 運用のもとになる規則：茨城県剣道連盟規則、剣道称号段級位審査規則(添付 別紙 参照)

令和3年3月13日制定

2 第2章 称号の審査

(称号受審者の推薦)

第2条 全剣連剣道称号段位審査規則第11条第1項第1号、第2号及び同条第2項に規定する
茨剣連会長が行う受審者の推薦は、茨剣連が行う称号受審者講習会を受講した者とする。
但し、次のいずれかに該当する者は講習会を受講した者とみなす。

- (1) 錬士は、全剣連が行う社会体育指導者資格中級、教士は同資格上級の認定を受けた者。
- (2) 全剣連及び茨剣連が行う、講習会または研修会を過去2年以内に2回以上受講した者。

※ 第2条 (2) について、居合道部の場合以下の講習会が該当する。

全剣連主催 中央地区講習会

茨剣連主催 伝達講習会

居合道部主催 五段以上講習会、審判講習会、居合道部主催の支部講習会

- 3 施行日：令和4年10月1日申請分より

以上